

(議案第 19 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員 : 都市計画変更する区域の土地所有者への周知はどのように行ったのか。

事務局 : パブリックコメントを行ったほか、都市計画変更に伴い既存不適格建築物となる所有者へは個別にお知らせを送付したが、意見はなかった。また、分譲マンションに関しては管理組合へ同様のお知らせを送付し、理事会にて説明を求められたものが 1 件あったが、意見はなかった。